

# 貸付事業からのお知らせ

## 貸付利率を引き下げました

貸付規則の一部改正により、**平成30年1月1日**から貸付利率を下表のとおり引下げました。償還額については、当組合ホームページでご確認ください。(共済のしおりに掲載の償還額は、引下げ前のものとなっておりますのでご注意ください。)

また、既存の貸付けについても、引下げ後の利率が適用となり、該当の方には「貸付金償還改定通知書」及び「貸付金個別償還明細表」を12月下旬にお送りしております。

### ●貸付金の利率

種 類	利 率 (新)	利 率 (旧)
普通・住宅・特別貸付	年 <b>1.26%</b>	年 2.66%
在宅介護対応住宅貸付	年 <b>1.00%</b>	年 2.40%
災 害 貸 付	年 <b>0.93%</b>	年 2.22%
特 例 災 害 貸 付	年 <b>0.63%</b>	年 1.22%

## 入学・修学貸付をご利用ください

共済組合では、組合員及びお子様の入学・修学に係る資金の貸付を次のとおり行っておりますので、借入れを検討されている方は、ぜひご利用ください。

なお、貸付けの対象となる費用が重複していない場合は、同一対象者に係る入学貸付と修学貸付の両方を申込みことが可能です。

貸付種類	入 学 貸 付 入学に要する諸費用 (入学年度分)	修 学 貸 付 修学に要する諸費用 (該年度分)
対象となる学校	<p>&lt;国内の学校の場合&gt; 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校</p> <p>&lt;海外の学校の場合&gt; 当該教育機関の正規の教育課程の修業年限が2年以上であり、修学するコースの修業期間が最低3か月以上であること</p>	
貸付の対象となる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学金、その他入学時納付金</li> <li>・授業料、教材費</li> <li>・アパートまたは下宿代・入寮に要する費用</li> <li>・通学に要する費用</li> <li>・その他入学・修学に係る費用</li> </ul>	<p>●対象とならない費用</p> <p>サークル、部活動費、生活費など 学業に直接関係しないもの</p>
貸付限度額 (1万円未満切捨)	<p>給料月額<small>の6か月分</small> (最高 200万円) または貸付の対象となる費用の範囲内となります。</p>	<p>月額 15万円 (単年度最高 180万円) または貸付の対象となる費用の範囲内となります。 年度途中で申込む場合は、貸付申込月の翌月から当該年度末までの残月数が限度となります。 &lt;例&gt;貸付申込月が3・4月の場合…最高 180万円 貸付申込月が5月の場合…最高 150万円</p>
申込時期	<p>合格通知書が届き次第随時 貸付金の交付が入学金等の納付期限に間に合わない場合、随時貸付を行いますので、所属所共済事務担当課へ早めにお申し出ください。(申出から送金日までの期間が短い場合は、ご希望に添えないこともあります。)</p>	<p>入学時及び進級時 平成30年度分は、平成30年3月貸付分(平成30年3月5日共済組合必着)より申込可能となります。 なお、年度途中での申込みも可能です。 在学を確認して1年毎に貸付を行いますので、次年度以降も希望する場合は、毎年申込みをしてください。</p>
提出書類	<p>○合格通知書の写しまたは入学許可書の写し</p> <p>○入学・修学貸付共通書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付申込書</li> <li>・借用証書</li> <li>・貸付未償還元利金の控除依頼書</li> <li>・貸付事故の有無に係る申告書</li> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・借入状況等申告書(他金融機関等からの借入れがある場合は、償還状況を確認する書類の添付が必要)</li> <li>・入学案内書等の写し(入学金または授業料が確認できるもの)</li> <li>・賃借契約書の写し(アパート等を借りる場合)</li> <li>・交通機関の通学費が確認できる書類の写し</li> <li>・その他入学・修学に係る費用の内訳書(内容によっては貸付申込者自身で作成したもので可)</li> <li>・戸籍抄本(被扶養者でない子の場合)</li> </ul>	<p>○在学証明書(原本)</p> <p>入学年度の場合、合格通知書の写しまたは入学許可書の写しも可能です。</p>
償還方法	<p>貸付けを受けた月の翌月から元利均等償還</p>	<p>修業年限を満了した日の翌月(据置)または貸付けを受けた月の翌月から元利均等償還</p> <p>据置期間中は利息のみ償還となります。 また、借受人の申出により修業年限満了前に償還開始することも可能です。</p>